



かつらぎ広域ニュース

葛城地区商工会広域協議会

広陵町笠162番地
広陵町商工会館内

Vol. 33 平成22年 4月 毎月1回発行 Eメール:k.kouiki@shokoren-nara.or.jp Tel 0745-55-9355

事業主の皆様へ 労働保険年度更新について

詳しくは、奈良労働局総務部 労働保険徴収室へお問い合わせください。 0744-32-0203

平成22年度の労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続きは、

6月1日から7月12日

までの期間です。期口中の手続きをお願いいたします。

(早期申告納付のお願い) 年度更新申告書は、6月初旬に事業場あてに送付いたしますので、申告書が届きましたら、お早めに申告・納付をお願い致します。(ご注意) 期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料等の額を決定し、さらに追徴金(保険料等の10%)を課すことがあります。

～労働保険事務組合加入の推進～ 面倒な手続きも委託契約することによって比較的安い費用で解消できます。どうぞ、ご加入ください。ご相談は最寄りの商工会へお越しください。

振替納税を利用
されている方へ

平成21年申告分

～振替納税のご案内～

所得税確定申告分 4月22日(木)
消費税確定申告分 4月27日(火)

- ※ ご指定の預貯金口座から振替納税の手続きを行いますので、前日までに納税額に見合う預貯金の準備をお願いします。
- ※ 依頼内容に変更のない場合は、改めて預貯金口座振替依頼書を提出していただく必要はありません。

詳しくは、奈良労働局もしくは、最寄の労働基準監督署へお尋ね下さい。

『改正労働基準法』は、平成22年4月1日から施行されます。

労働基準法の一部を改正する法律(平成20年法律第89号)の概要

時間外労働の削減

奈良労働局0742-32-0204

奈良労働基準監督署0742-23-0435

ホームページ: <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roundou/gyousei/kantoku/09214-1.html>

■ 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます (↑ ~中小企業については、当分の間、適用が猶予されます~)

1か月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に上げられます。

(注) 割増賃金率の上げは、時間外労働が対象です。休日労働(35%)と深夜労働(25%)の割増賃金率は変更ありません。

■ 代替休暇制度が導入されます ~企業規模にかかわらず適用~

労使協定により改正法による法定割増賃金率の引上げ分(注)の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇を付与することが可能に(注)例えば50%・25%=25%(簡素化のために引上げ前の割増率を一律25%とした場合の例)

■ 限度時間(1か月45時間)を超える場合の割増賃金の引上げ努力義務

特別条項付き時間外労働協定では、限度時間(月45時間)を超える労働時間に対する割増賃金率は25%を超える率とするように努めること。月45時間を超える時間外労働をできる限り短くするように努めること。

年次有給休暇の有効活用

■ 時間単位年休制度の創設 ~企業規模にかかわらず適用~

労使協定により、1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能になります。



目次

労働保険年度更新のお知らせ	ページ1
所得税・消費税等の振替納税について	"
改正労働基準法	"
美しき飛鳥スペシャル	ページ2
広陵町 靴下の市	"



葛城地区商工会広域協議会
ホームページのお知らせ
<http://www.koryonet.or.jp/kouiki/index.htm>

変化への対応
商工会が目指す
三つのアクション

成長する企業づくり

商工会の パワーアップ

商工会事業の効率化と
支援の充実・強化